

住民税の住宅ローン控除制度が改正 (住宅借入金等特別税額控除制度)

これまでの住民税の住宅ローン控除制度は、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある場合に、市へ控除申告書を提出することで、翌年度の市県民税から対象となる額を控除していました。

今回の改正によって、平成22年度の市県民税からは、市への控除申告書の提出が不要となりました。

また、新たに新築・増改築等で所得税の住宅ローン控除制度を受けられる方のうち、一定の要件に該当する方も、住民税の住宅ローン控除制度を受けられるようになりました。

■控除を受けるための手続方法

控除を受けるためには、事業所等での年末調整や税務署での確定申告を行って、所得税の住宅ローン控除の適用を受けてください。事業所等から提出される給与支払報告書（源泉徴収票）や、税務署から受け取る確定申告書（住民税用）の情報に基づいて市が計算を行い、住民税の住宅ローン控除に該当する方に対して控除を行います。

■注意事項

平成20年度、平成21年度の市県民税で住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、市への控除申告書の提出が必要となります。申告をお忘れの方は、お早めに申告をお願いします。

■住民税の住宅ローン控除制度の概要

項目	平成21年度まで	平成22年度から
		税源移譲による住民税住宅ローン控除
対象	所得税の住宅ローン控除を受け、住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額がある方	
対象となる入居年	平成11～18年	平成11～18年 平成21～25年 〔平成19・20年中の 入居は対象外〕
対象となる市県民税の課税年度	平成20～21年度	平成22～28年度 平成22～35年度
控除額 〔市県民税 所得割額から 税額控除〕	次の①または②のいずれか小さい額から、③を差し引いた額 ①所得税にかかる住宅ローン控除 ②税源移譲前の税率を適用して計算した所得税額 ③税源移譲後の所得税額	次の①または②のいずれか小さい額 ①住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額 ②所得税の課税総所得金額等に5%を乗じた額 (最高97,500円)
手続方法	年末調整または確定申告で、所得税の住宅ローン控除の適用を受けるとともに、市に対して控除申告書（市民税・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書）の提出が必要。	年末調整または確定申告で、所得税の住宅ローン控除の適用を受け、給与支払報告書（源泉徴収票）または確定申告書に必要事項を記載。 ※市に対する控除申告書の提出は原則不要。

- 問合せ
- 市庁舎本館市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317 (直通)
 - 東予総合支所税務課 税務係 TEL0898-64-2700 内線121
 - 丹原総合支所総務課 税務係 TEL0898-68-7300 内線214
 - 小松総合支所総務課 税務係 TEL0898-72-2111 内線114